

## 平成26年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

平成26年6月25日(水)午後2時00分

議会棟A・B会議室

### 2. 委員の現在数

19名

### 3. 出席委員

1番 掛川 正治	2番 中村 良男
3番 須藤 喜一郎	
5番 齋藤 隆	6番 染谷 智一郎
7番 新堀 政夫	8番 渡辺 陽一郎
9番 森 正昭	10番 阿曾 敏夫
11番 齋藤 剛廣	12番 大野木 奥治
13番 小池 良雄	14番 早川 真
15番 江原 俊光	16番 高田 勝禧
	18番 川村 泉治
19番 増田 勝己	

### 4. 欠席委員

4番 三須 清一	17番 渡邊 光雄
----------	-----------

### 5. 出席事務局職員

局長	海老原 美宣
次長	木村 孝夫
次長補佐	落合 敦
農地係長	富塚 隆則

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する  
専決処分について
- 報告第2号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第4条）
- 報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）
- 報告第4号 農地の使用貸借権の解約通知について
- 報告第5号 役員会の調整内容について

**議長** 昨日、今日と天候が不順と言いますか。この辺ではなかったですけど、ひょうが降ったりしましたね。そんな中、委員さん方には出席ご苦労様です。

議事に入る前に本日開催の農業委員会総会を傍聴したいという申し出の方がありました。傍聴することを許可いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか、お諮りします。

(はいの声)

傍聴者には入室していただきます。

(傍聴者、入室)

**議長** 傍聴される方に申し上げます。我孫子市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、指示した場所において傍聴してください。2、会議場において発言をしたり、議事の妨害となるような言動をしないようお願いします。3、議長の指示に従うようお願いいたします。

それでは議事に入ります。

ただ今から平成 26 年第 6 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 17 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

9 番 森正昭委員

10 番 阿曾敏夫委員

よろしくをお願いします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願いします。

**事務局** それでは議案について説明させていただきます。議案書の目次をご覧ください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から議案第 2 号までの 2 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は 2 件となっております。

続いて、議案第 2 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」でございます。新規設定が 4 件、継続設定が 3 件、所有権移転が 1 件の合計 8 件でございます。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長** 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年6月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

それでは整理番号1についてご説明いたします。

申請所在地はJR成田線〇〇駅の東約1,300mに位置する〇〇字〇〇の畑3筆で、面積は合計1,878m<sup>2</sup>です。市街化調整区域内にあります。

転用目的は、譲受人である土木建設業を営む会社が既存の資材置き場が手狭になったことから、会社に近い申請地を資材置き場として利用するものです。位置図につきましては議案資料の5ページをご参照ください。

次に、資金計画については整地工事費が〇〇万〇〇〇円で、全額譲受人である会社の自己資金で賄う計画です。資金計画については金融機関の残高証明書が添付され、確認しております。他法令については特にありません。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議長** 続いて、高田調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**高田勝禎調査会長** こんにちは。座ってやらさせていただきます。

議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。この案件については譲受人、譲渡人の双方の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

譲渡人は譲受人である会社の役員であり、実の親子となっております。使用貸借の権利設定により資材置き場とするものです。事業計画は議案資料の2ページから4ページをご参照ください。

雨水については、出入口部分と重機並びに工事車両置き場は碎石を敷き、その他は現況地盤のままとし、自然浸透させる計画とのことです。また、資材置き場の周りは単管パイプ柵等を講じ、資材を置く部分については隣接地との間に空地スペースを設けて、周辺農地への日照、通風、土砂流出等、被害防除に努めるとのことでした。

なお、農地区分につきましては、市街地化が見込める区域であることから第2種農地と判断いたしました。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では農地法第5条の立地基準や申請

目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当と判断しました。

よろしくご審議ください。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号整理番号1に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第1号整理番号1について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号2を議題といたします。

なお、この整理番号2については〇〇委員が申請者となっております。農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、〇〇委員には退出をいただき、審議することといたします。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

〇〇委員、退室をお願いいたします。

(〇〇〇〇委員、退室)

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** それでは議案第1号整理番号2についてご説明いたします。譲渡人は布佐に住所を置く農業者です。譲受人は譲受人の隣地の医療法人です。

転用目的は、この医療法人が経営する医療施設等の通院者や職員等関係者の駐車場の新たな通用道路として新設するもので、買収により所有権の移転を行います。

申請がありました農地は、〇〇地先の畑二筆です。申請地はJR成田線〇〇駅の東約1kmに位置しています。位置図は議案資料の11ページをご覧ください。

通用道路は幅員8m、延長109mで、畑の部分の転用面積は合計553m<sup>2</sup>、残りは同じく譲渡人の妻所有の地目山林319m<sup>2</sup>を買収し、合わせて通用道路とするものです。これにより施設内駐車場と国道356号線とを結ぶ通路が新たに確保されることとなります。

山林部分の買収を含めた総費用は〇,〇〇〇万円で、全額医療法人の自己資金で賄われ

ます。金融機関発行の残高証明書が添付されています。他法令については特にございませ  
ん。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長** 続いて、高田調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**高田勝禎調査会長** 議案第1号整理番号2について調査結果を報告します。

この案件については現地調査及び譲渡人、譲受人の双方から聞き取りを行い、審議いた  
しました。

申請農地は平成25年3月に医療施設等の増築のための工事車両の進入路として、期間  
限定で農地法第5条の許可を受けたものです。本年3月に医療施設等が完成したものの、  
約300台収容の施設内駐車場への通路・出入口については一つが国道356号線の信号に  
近く、交通渋滞を引き起こす状態であります。また、東側のもう一つは狭い農道のためす  
れ違いも難しいことから、通院者や病院関係者等の安全を考え、新たな通用道路を設置し  
たいとのことです。

通路の雨水排水については透水性アスファルト舗装を行い、雨水を自然に地下に戻す方法  
をとる計画です。なお、通路東側部分は幅1mの植え込みを配し、高さ1.8mの目隠しフ  
ェンスの設置が予定されています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では農地法第5条の立地基準や申請  
目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められ  
ることから、全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

よろしくご審議ください。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号の整理番号2に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号2を採  
決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号の整理番号2は原案どおり許可することにいたしました。

退席となっていた〇〇委員は自席に戻っていただきます。

(〇〇〇〇委員が自席に戻ったことを確認)

**議長** 続いて、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書2ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成26年6月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案第2号は農用地利用集積計画に伴う賃借権の設定、使用貸借権の設定及び所有権の移転、合計8件についてでございます。賃借権の設定については新規設定3件と継続の3件でございます。使用貸借権の設定については新規の1件でございます。いずれも存続期間が6年です。また、所有権の移転については1件でございます。

初めに、新規の整理番号1の借受者は〇〇〇在住の農業者でございます。利用権を設定する土地は〇〇地先の田一筆、面積4,678m<sup>2</sup>でございます。

なお、この案件に関しては議案書9ページの報告第4号と深く関係していることから、ちょっと変則となりますがこの場で報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

報告第4号は農地の賃貸借権の解約通知でございます。

当該農地は議案第2号整理番号1と同じ田であり、6,237m<sup>2</sup>全部について解約を行うものです。当該農地は平成26年3月の総会で農用地利用集積計画が決定し、利用権が設定されました。しかし、当該農地の一部について利用権者以外の耕作者がいることが判明し、実態に合わせた内容にする必要性が生じました。そのため所有者と利用権者がいったん利用を解約するために、5月28日付けで合意解約書が提出されたものでございます。今回所有者と当初の利用権者、それ以外の耕作者との合意が整い、改めて利用権の設定をするため申請されたものでございます。

なお、今回利用権を設定する4,678m<sup>2</sup>以外の農地1,559m<sup>2</sup>については、後日所有者と他の農業者により賃貸借権設定のための農地法第3条の申請が予定されています。

以上でございます。

続きまして、整理番号2の借受者は〇〇在住の農業者です。利用権を設定する土地は〇〇地先の田一筆、4,112m<sup>2</sup>でございます。

続きまして、整理番号3と4の借受者は同一人で、〇〇在住の昨年新規就農されたご夫

婦です。資料には参考として昨年度提出の就農計画を添付いたしました。なお、この就農計画の住所が〇〇市となっているのは、研修中に住んでいた住所地だったからでございます。現在は計画（案）のとおり〇〇在住でございます。いずれも借受農地は〇〇〇で、面積は整理番号3が畑583m<sup>2</sup>、同じく4が畑410m<sup>2</sup>でございます。

次に、再設定・継続です。

整理番号5から7の借受者は整理番号2と同一人で、〇〇在住の農業者です。利用権を設定する土地はいずれも〇〇〇地先の田で、整理番号5が二筆、合計4,614m<sup>2</sup>、整理番号6が二筆、合計7,443m<sup>2</sup>、整理番号7が二筆、4,071m<sup>2</sup>でございます。

次は所有権の移転でございます。整理番号は8でございます。

購入者は〇〇〇在住の農業者です。所有権を移転するのは〇〇〇〇〇地先の田1,067m<sup>2</sup>です。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**議長** 続いて、議案第2号について高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**高田勝禎調査会長** 議案第2号についての調査結果を報告します。

まず賃借権の設定についてです。

整理番号1の貸付者は、皆さんご存知のとおり〇〇さんという方、かなり高齢な方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgです。

続いて整理番号2ですが、借受者は5、6、7と同一の方で、経営農地は田7万1,349m<sup>2</sup>、畑966m<sup>2</sup>、合計7万2,315m<sup>2</sup>です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgです。

続きまして、整理番号3及び4ですが、借受者は先ほど説明した新規就農のご夫婦です。

整理番号3には賃借権が設定され、年額〇、〇〇〇円です。これは利根改良区の賦課金相当額と聞いております。4については使用賃借権が設定されております。

続いて、整理番号5から7です。いずれも賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgです。

最後に、整理番号8は所有権の移転についてです。買受する農業者は夫婦双方とも年間農業従事日数が300日です。なお、売買価格は10アール当たり〇〇万円です。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

よろしくお願いたします。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を採決いたします。  
決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり決定することにいたしました。

高田調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは報告させていただきます。

報告は第1号から第5号になります。議案書の5ページからでございます。

報告第1号は農地法第4条の規定に係る転用の届出で、1件受理いたしました。転用目的及び転用事由は宅地でございます。この報告は市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

続きまして、報告第2号及び第3号は「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」です。議案書は6ページから8ページでございます。内容につきましては、報告第2号が農地法第4条案件1件で、太陽光発電施設の許可申請です。第3号は農地法第5条案件2件で、使用貸借権及び賃借権の設定です。

なお、大変申し訳ございませんがここで資料の議案書の訂正をお願いいたします。

議案書8ページでございます。整理番号2の表中、権利内容が『貸借権設定』と記載してありますが、正しくは『賃借権設定』です。まことに申し訳ございません。

いずれの案件も平成26年5月27日に諮問し、6月13日に開催された千葉県農業会議の結果、許可相当との回答をいただきましたので、会長専決規程第3条の規定により報告いたします。

報告第4号は先ほどご説明したとおりでございます。

私のほうからは以上です。

**議長** 報告第5号については私から報告します。去る5月26日に開催された26年度第1回役員会の報告です。三つの案件について話し合いを行いました。

一つ目は、今年度の年間主要業務予定です。内容はお配りした資料のとおりです。昨年度とほぼ同様の予定です。資料2番目の農地パトロールは、今年度も8月から10月まで

の期間で実施したいと思います。7番目の『その他研修』ですが、7月28日に新任農業委員研修を八千代市で開催予定です。詳細の通知はまだ届いていませんが、より多くの委員の皆さんの参加をお願いいたします。

二つ目は、議案書及び議案資料の取り扱いです。議案書及び議案資料については個人の重要な情報が多く記載されていることから、引き続き総会後に回収するという事に決まりました。議案資料については今後ともご協力をよろしく申し上げます。また、議案資料についてより一層分かりやすい資料作りに努めていきたいと思います。なお、過去の議案書や資料については事務局で見ることができますので、事務局に申し出てください。

三つ目は農家の婚活ということです。我孫子市社会福祉協議会とも協議を続け、農業委員会内部のPRを行います。市内農業者に婚活の呼びかけをしていきたいと思います。

この件については事務局から何かその後の発表といたしますか、活動がありましたら報告をお願いします。

**事務局** それでは社会福祉協議会さんとはその後も二度ほど協議をいたしました。例えばなんですが、向こうからのお話としては、もし農業委員会のほうで農業後継者対象のお見合いの活動、婚活パーティーなどを実施する場合にはぜひ協力させてください、共催させてくださいぐらいの前向きなお話はいただいておりますので、その辺ご報告させていただきたいと思います。

以上です。

**議長** 以上、報告第1号から第5号までを報告させていただきました。

以上の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 報告第5号の3番の農家の婚活に関する事業について、今後、農業委員会と社会福祉協議会の連携の下というようなことで書かれております。農業委員会だよりにはこの別紙を見ると12月の郵送ということになっておりますが、創刊号から7月に発行していたのが従前の農業委員会だよりですので、できたらこの婚活に関する事業ということをPRする意味においても、12月1日の農業委員会だよりじゃなく、従前にやっていた7月の農業委員会だよりを発行できてそれに掲載すれば非常にPRも効くんじゃないかなということを私の意見として申し上げます。

よろしく申し上げます。

**議長** 阿曾委員から提案されました。この件については事務局とも相談し、また、その

方向でたよりを発行していくかどうかもう少し協議させていただきます。

**阿曾敏夫委員** 昨年の農業委員会だよりは 12 月 1 日が発行日で、議会選出の委員の方が 12 月に変わったときに、現実には農業委員会だよりと齟齬、間違っていたというような結果に。今度はそのような間違いのないようにひとつ。事務局サイドで今まで作っていたと思いますけど、やはり各部会からも皆さんの建議と同じように意見を求めて掲載できたら非常に農業委員会だよりが広報されるんじゃないかなということで、私の意見として申し上げました。

**議長** ありがとうございます。

お配りしたこの別紙、業務予定ですか、これにもあるとおり、5 番目に委員会だより作成と。これには 6 月、掲載記事募集、紙面構成検討、このように出ておりますので、委員さん方にはぜひともこの 6 月ですか、協力していただいて、できればそういう方向でたよりを発行したいと、そのように思っております。

**阿曾敏夫委員** 従前は 7 月に結構出していたんですね。

**議長** そうですね、はい。

**阿曾敏夫委員** それが 12 月 1 日というかたちになって、今年も記事の募集は 6 月から 7 月になっていて、農家へ郵送というのが 12 月の 3 日になっておりますのでね、婚活の記事にしても早めに PR したほうがいいんじゃないかなと思っています。

**議長** 貴重な意見ありがとうございます。できれば実現できるように努力したいと思います。よろしくご協力をお願いいたします。

そのほか何かご意見ございますか。

早川委員。

**早川真委員** 報告 5 号の 2 番の議案書及び議案資料の取り扱いについてなんですけど、これまでも説明をいただきましたが、以前私が農業委員会に所属させていただいたときにはこのような回収は行われていなかったんですね。久しぶりに今回また農業委員のほうに加えさせていただいたときにはそうになっていたと。前農業委員の方からもそのような話は聞いていました。我々、議会人からすると議案を回収するというのはちょっと考えられない話なんですよ。何で回収するんだということで事務局の方にもちょっと強く申し上

げましたら、ここにも書いてあるとおりで個人情報がたくさん入っていると。我孫子ではないけども、ほかのところでこれを紛失してしまうような事故なんかが起きたということをお聞きいたしました。それというのは本来、我々議会議員もそうですけども、それぞれの方の資質の問題であって、議案資料とか議案書を回収するということについては、私はちょっとおかしいのではないかと思いますして事務局に申し上げたんですが、私が入る前の、前回の中で皆さんでいろいろお話し合いをしながら決められたということですし、今回改めて役員会の皆さんでこういう決定をされたということなので、これについては現段階では疑義はないです。ただ私ちょっと見ていると、議案資料は確かに財産のこととか、個人情報がたくさん入っているなど。しかしながら、議案書のほうというのは、これまで回収する必要があるのかなとちょっと思ったんです。我々議会でも、例えば土地を市のほうで買う、そういう議案が出る時は当然その方のお名前とか住所とか、それから面積とか金額とかは出てきます。そのぐらいのレベルのことであれば、この議案書は回収する必要はないのかなと。確かに議案資料はそれに車が何台だとか土地、家がどのぐらい、土地がいくらとか、家族がこうして年齢がいくつだとか、そういうのが書いてありますので、議案資料についての個人情報ということは納得するんですが、ちょっとこの総会の議案書のほう、こちらのほうは回収するまでもないのかなと。やはり今後、例えばこれを持っていて何かあったときに、あ、この委員会のこの議題だよなとなって議案資料を事務局のほうに見せていただくというようなかたちに。5号で改めてご報告いただいたので今日すぐにどうこうというつもりはないんですけども、少しその辺をご協議いただければと思います。よろしくをお願いします。

**議長** ありがとうございます。いろいろ役員会においてもいろんな意見がございました。議案書、資料、同一の個人情報が書いてあります。そういう観点から全部回収という意見が多数でありました。また、その点については近いうちにまた検討していきたいと思いません。

そのほかございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会平成26年第6回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人